

第11次鳥獣保護事業計画

平成24年4月1日から

5年間

平成29年3月31日まで

東京都

【目次】

はじめに	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項.....	1
1 鳥獣保護区の指定.....	1
(1) 方針	1
(2) 指定計画等	4
2 特別保護地区の指定.....	7
(1) 方針	7
(2) 指定計画	8
(3) 指定内訳	9
3 休猟区の指定	9
4 鳥獣保護区の整備等.....	9
(1) 方針	9
(2) 整備計画	9
第三 鳥獣の人工増殖に関する事項.....	10
1 鳥獣の人工増殖.....	10
(1) 方針	10
(2) 人工増殖計画.....	10
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項.....	11
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方.....	11
(1) 希少鳥獣	11
(2) 狩猟鳥獣	11
(3) 外来鳥獣	12
(4) 一般鳥獣	12
2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定.....	12
(1) 許可しない場合の基本的考え方.....	12
(2) 許可する場合の基本的考え方.....	13
(3) わなの使用に当たっての許可基準.....	14
(4) 許可に当たって付する条件の考え方.....	14
(5) 許可権限の区市町村長への移譲.....	14
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項.....	14
(7) 捕獲物又は採取物の処理等.....	15
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集.....	15
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方.....	15

3	学術研究を目的とする場合.....	15
(1)	学術研究	15
(2)	標識調査（環境省足環を装着する場合）	16
4	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 ...	17
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方.....	17
(2)	鳥獣による被害発生予察表.....	17
(3)	鳥獣の適正管理.....	19
(4)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定.....	19
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等.....	22
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合.....	22
(1)	許可対象者	22
(2)	鳥獣の種類・数.....	23
(3)	期間	23
(4)	区域	23
(5)	方法	23
6	その他特別な事由の場合.....	23
7	鳥類の飼養登録.....	26
8	販売禁止鳥獣等の販売許可.....	26
(1)	許可の考え方.....	26
(2)	許可の条件	26
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項.....	27
1	特定猟具使用禁止区域.....	27
(1)	方針	27
(2)	特定猟具使用禁止区域指定計画.....	27
(3)	特定猟具使用禁止区域指定内訳.....	27
2	特定猟具使用制限区域.....	28
3	猟区の設定	28
4	指定猟法禁止区域.....	28
第六	特定鳥獣保護管理計画に関する事項.....	29
1	方針	29
2	実施計画について.....	29
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項.....	30
1	基本方針	30
2	鳥獣保護対策調査.....	30

(1) 鳥獣生息調査.....	30
(2) 希少鳥獣等保護調査.....	30
(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査.....	30
3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査.....	31
4 狩猟対策調査	32
(1) 狩猟鳥獣生息調査.....	32
(2) 狩猟実態調査.....	32
5 有害鳥獣対策調査.....	32
(1) 調査の概要	32
第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項.....	33
1 鳥獣行政担当職員.....	33
(1) 方針	33
(2) 配置計画	33
(3) 研修計画	33
2 鳥獣保護員	34
(1) 方針	34
(2) 配置計画	34
(3) 年間活動計画.....	34
(4) 研修計画	35
3 保護管理の担い手の育成.....	35
(1) 方針	35
(2) 研修計画	35
4 鳥獣保護管理施設等について.....	35
5 取締り	36
(1) 方針	36
(2) 年間計画	36
6 必要な財源の確保.....	36
第九 その他	37
1 小笠原諸島における鳥獣保護等について.....	37
(1) 概要	37
(2) 鳥獣保護区等について.....	37
(3) 鳥獣の人工増殖について.....	38
(4) 保護管理について.....	38
(5) 普及啓発	39

2	傷病鳥獣救護の基本的な対応.....	39
	(1) 方針	39
	(2) 傷病鳥獣保護の実施.....	40
3	感染症への対応.....	40
	(1) 野生鳥獣における感染症への対応.....	40
	(2) 家畜等における感染症発生時の対応.....	40
4	普及啓発	40
	(1) 鳥獣の保護管理についての普及等.....	40
	(2) 普及啓発施設について.....	41
	(3) 愛鳥モデル校等の指定.....	42
	(4) 安易な餌付けの防止.....	42
	(5) 法令の普及徹底.....	43

はじめに

人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として、野生鳥獣を適切に保護管理することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項の目的を達成するため、国の定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、東京都の地域事情を勘案して、「第11次鳥獣保護事業計画」を定める。

第一 計画の期間

計画の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的とする。これまで、河川敷及び比較的規模の大きな緑地等、鳥獣の保護繁殖に有益な区域を中心に鳥獣保護区38か所を指定し、その面積は東京都の全面積に対し約24%となっている。

今後、鳥獣の生息環境だけでなく、昆虫類やほ乳類、植物などの多様な生き物の生息・生育の場としての視点も加え、生物多様性の保全に資するような保護区の指定に努めていく。

また、本計画期間中において指定期間が満了する既指定保護区については、地域の自然的社会的状況を踏まえ、期間や区域の変更等も含めた検討を行った上で、更新を行う。

鳥獣保護区及び特別保護地区においては、指定期間が長期にわたるため、指定期間中に自然的社会的状況が変化し当初指定時の要件から外れてしまうことが考えられる。このため、指定の更新期だけでなく、指定期間半ばにおいても現況調査等を行い、必要に応じて管理計画や区域の見直し、解除等を検討していく。

なお、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体及び自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ農林業等の人間活動と鳥獣との共存を図るよう十分留意する。特に、区域周辺での農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の実施など、関係者の理解が得られるよう適切な対応に努める。

行政区界に接して鳥獣保護区を指定する場合にあっては、隣接する自治体間で相互に連絡調整を図るよう努める。また、鳥獣保護区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他現地で容易に確認できる区域線により区分可能な指定に努める。

1) 指定期間

鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、指定期間は原則として20年以内とする。なお、地域の自然的社会的状況に応じて必要と認められる場合には、存続期間の見直しを行う。

2) 区域の指定及び見直し

区域の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づいて、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のために重要と認める区域を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全に資するよう配置する。

3) 特別保護地区の指定

鳥獣の生息環境を確保し、同時に鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上にも資するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために特に必要な地域について、必要に応じて特別保護地区の指定に努める。

4) 他の制度等との連携

自然公園法、文化財保護法等の他の制度によってまとまった面積が保護されている地域で鳥獣の保護上重要な地域については、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮するとともに、特定猟具使用禁止区域等の狩猟鳥獣の捕獲を制限する区域とも関連づけられるように努める。

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)に関しては、ラムサール条約湿地潜在候補地として「東京湾の干潟・浅瀬」などが環境省により選定されており、都内候補地の登録については国に対してできる範囲で協力を行う。

また、鳥獣の生息域を増やすため、森林整備等の取組との連携にも努める。

5) 鳥獣保護区の指定による環境教育等への貢献

地域の実情に応じ、人と自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察や保護活動等を通じた環境教育の場を確保するため鳥獣保護区の指定に努める。

6) 市街地の周辺における鳥獣保護区の指定

都市における生活環境の改善等のため、鳥獣の誘致を図る必要がある場合には、既に鳥獣の生息に適している場所のみならず、今後、生息環境の整備等により鳥獣の生息状況の改善が見込まれる場所があれば、当該場所についても鳥獣保護区の指定に努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の保全にも資する。

森林面積のおおむね10,000haに1か所の割合で、以下のアからウまでのいずれかの要件を満たす地域の中からできる限りまとまりをもった団地状(1か所当たり面積は300ha以上)として、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく当該保護区を設ける。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 天然林分布地域、森林地形が変化に富む地域、溪流又は沼沢を含む地域、餌となる動植物が豊富な地域といった鳥獣の生息に適している地域

なお、都内における指定基準数は8か所で、本計画開始時点での指定数は充足している。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の保全にも資する。

以下のアからウまでの要件に該当し、1か所当たりの面積は10,000ha以上とする。

ア 猛禽類又は大型獣類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 暖帯林、温帯林、亜寒帯林等その地方を代表する森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、河川、湖沼、湿原など多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち、以下のア又はイのいずれかの要件を満たす地域に集団渡来地の保護区を指定する。

ア 現在、都内において、渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

イ かつて、渡来する鳥類の種又は個体数の多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等について、採餌、休息又ははねぐらとするための後背地、水面等も含めて集団繁殖地の保護区を指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省のレッドリスト（平成19年）掲載の絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類の鳥獣又は絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣及び都内において同様な状況になっている鳥獣の保護を図るため、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は、鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について生息地回廊の保護区を指定する。指定に当たっては、移動分散を確保しようとする対象鳥獣を明らかにし、その生態や行動範囲等を踏まえて回廊として確保すべき区域を、既存の鳥獣保護区のみならず自然公園法、文化財保護法等他の制度によってまとまった面積が保護されている地域を相互に結び付けるなどにより、効果的な配置に努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

旧計画の誘致地区及び愛護地区を引き継ぎ、市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあいや鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 指定計画等

(第1表)

区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区							
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)		
森林鳥獣生息地	箇所		箇所8	箇所													
	面積	2,400 ha	11,723 ha	変動面積													
大規模生息地	箇所		0	箇所													
	面積		0	変動面積													
集団渡来地	箇所		1	箇所													
	面積		11,750	変動面積													
集団繁殖地	箇所		1	箇所													
	面積		10,800	変動面積													
希少鳥獣生息地	箇所		2	箇所													
	面積		950	変動面積													
生息地回廊	箇所		0	箇所													
	面積		0	変動面積													
身近な鳥獣生息地	箇所		26	箇所													
	面積		12,303	変動面積													
計	箇所		38	箇所													
	面積		47,526	変動面積													

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減※	計画終了時の鳥獣保護区※※	
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
														箇所8
														11,723 ha
														0
														0
														1
														11,750
														1
														10,800
														2
														950
														0
														0
														26
														12,303
														38
														47,526

※
箇所数については
B-E
面積については
B+C-D-E

※※
箇所数については
A+B-E
面積については
A+B+C-D-E

- ① 鳥獣保護区の指定計画
 - 1) 森林鳥獣生息地の保護区
計画なし
 - 2) 大規模生息地の保護区
計画なし
 - 3) 集団渡来地の保護区
計画なし
 - 4) 集団繁殖地の保護区
計画なし
 - 5) 希少鳥獣生息地の保護区
計画なし
 - 6) 生息地回廊の保護区
計画なし
 - 7) 身近な鳥獣生息地の保護区
計画なし

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区 名称	変更 区分	指定面積の異動			変更後の 指定期間	備考
				異動前 の面積	異動面積	異動後 の面積		
24	森林鳥獣 生息地	御岳	期間 更新	ha 2,330	ha 0	ha 2,330	H24. 10. 31 から H44. 10. 30 まで	
	身近な鳥獣 生息地	清瀬	〃	150	0	150	H24. 12. 25 から H44. 12. 24 まで	
	〃	調布深大寺	〃	133	0	133	H24. 12. 1 から H44. 11. 30 まで	
	〃	図師小野路	〃	33	0	33	H24. 11. 1 から H44. 10. 31 まで	
	〃	七国山	〃	10	0	10	H24. 11. 1 から H44. 10. 31 まで	
25	希少鳥獣 生息地	三宅島雄山 ※	〃	332	0	332	H25. 11. 1 から H45. 10. 31 まで	
	身近な鳥獣 生息地	東豊田	〃	6	0	6	H25. 11. 1 から H45. 10. 31 まで	
26	森林鳥獣 生息地	八丈富士	〃	458	0	458	H26. 11. 1 から H46. 10. 31 まで	
	〃	八丈三原山	〃	580	0	580	H26. 11. 1 から H46. 10. 31 まで	
	希少鳥獣 生息地	御蔵島	〃	618	0	618	H26. 11. 1 から H46. 10. 31 まで	
	身近な鳥獣 生息地	こどもの国	〃	117	0	117	H26. 11. 1 から H46. 10. 31 まで	
	〃	坪田大路池	〃	82	0	82	H26. 11. 1 から H46. 10. 31 まで	
	〃	小岩戸ヶ鼻	〃	227	0	227	H26. 11. 1 から H46. 10. 31 まで	
	〃	北山	〃	70	0	70	H26. 11. 1 から H46. 10. 31 まで	
28	身近な鳥獣 生息地	三宅島 富賀山	〃	185	0	185	H28. 11. 1 から H48. 10. 31 まで	
合計		15箇所		5,331	0	5,331		

※平成12年の火山活動により島の地形、植生条件等が大きく変化したため、植生回復状況の調査等を実施し、その結果を踏まえて更新又は区域変更若しくは終了等の検討を行う。

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、指定された鳥獣保護区内においては、特別保護地区の指定を積極的に進める。特に良好な生息環境の確保が求められている集団渡来地、集団繁殖地及び希少鳥獣生息地の保護区については、都の実情を勘案して指定に努める。

なお、指定に当たっては、その区域内での行為（軽微な工作物の設置等は除く。）について許可を要することとなるため、土地所有者の協力が得られるよう努める。さらに、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、その位置はできる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮する。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定し、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努める。

本計画開始時点で5か所2,092haを指定し、基準を満たしている。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥類の繁殖、採餌等に必要な区域が認められる場合は、広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域内について指定する。

8) 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について積極的に指定するよう努める。

なお、特別保護指定区域については、国設の小笠原諸島鳥獣保護区内において、都内で唯一の指定が行われている。

(2) 指定計画

(第3表)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	箇所4	箇所5	箇所	1						1					
	面積	ha 1,213	ha 2,092	変動面積	225						225					
大規模生息地	箇所		0	箇所												
	面積		0	変動面積												
集団渡来地	箇所		0	箇所												
	面積		0	変動面積												
集団繁殖地	箇所		0	箇所												
	面積		0	変動面積												
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所			1				1					
	面積		252	変動面積			252				252					
生息地回廊	箇所		0	箇所												
	面積		0	変動面積												
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所												
	面積		136	変動面積												
計	箇所		7	箇所							2					
	面積		2,480	変動面積							477					

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)						計画期間中の増△減 ※	計画終了時の鳥獣保護区 ※※	
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
						1						1		箇所5
						225						225		ha 2,092
														0
														0
														0
														0
														0
									1			1		1
									252			252		252
														0
														0
														1
														136
												2		7
												477		2,480

※
箇所数については
B-E
面積については
B+C-D-E
※※
箇所数については
A+B-E
面積については
A+B+C-D-E

(3) 指定内訳

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
24	森林鳥獣生息地	御岳	ha 2,330	H24.10.31から H44.10.30まで	ha 225	H24.10.31から H44.10.30まで	再指定
26	希少鳥獣生息地	御蔵島	618	H26.11.1から H46.10.31まで	252	H26.11.1から H46.10.31まで	再指定
合計		2箇所	2,948		477		

3 休猟区の指定

本計画期間中においては休猟区の指定は行わない。なお、計画期間中に休猟区指定の必要があると判断された場合は、必要に応じて指定に努める。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

それぞれの鳥獣保護区の指定目的を達成するために必要な整備等を実施する。

管理施設については、鳥獣保護区及び特別保護地区の区域が明らかになるよう制札及び案内板を設置する。設置箇所や老朽化などの状況を確認し、周辺の景観などに十分配慮した適切な寸法により既存の古い制札及び案内板を計画的に設置更新していく。

なお、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号 平成23年8月30日)の施行に伴い、鳥獣保護区、特別保護地区、特別保護指定区域、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、指定猟法禁止区域及び休猟区を表示する標識について、寸法に係る基準が条例に委任された。

(2) 整備計画

・標識の設置

(第5表)

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計	備考
制札	25本	50本	50本	50本	50本	225本	※
案内板	4基	5基	5基	5基	5基	24基	※

※数については、現状確認等の結果により増減することがある。

第三 鳥獣の人工増殖に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

① 小笠原諸島にしか生息していないアカガシラカラスバトの保護増殖事業を平成 12 年度から実施しており、平成 18 年 8 月には、「絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律」(以下「種の保存法」という。)に基づき国によって策定された保護増殖事業計画に位置付けられた。本事業はこの計画に基づいて進められており、今後も動物園での飼育繁殖を継続し、関係機関と連携して合意を図りながら生息域外保全に努める。

② 国により種の保存法に基づく保護増殖事業計画が策定されているツシマヤマネコ(平成 7 年 7 月)及びトキ(平成 16 年 1 月)については、引き続き当該の計画に協力して動物園での飼育繁殖を実施する。

また、コウノトリについては、野生復帰計画を推進している兵庫県等に協力しつつ、動物園での飼育繁殖を継続する。

(2) 人工増殖計画

(第 6 表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
平成12年度～	アカガシラカラスバト	アカガシラカラスバト保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施	(該当なし)		希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物
昭和47年度～	コウノトリ	安定した飼育個体群の確立、維持を図るため、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物 (兵庫県)
平成17年度～	ツシマヤマネコ	ツシマヤマネコ保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物 (長崎県)
平成19年度～	トキ	トキ保護増殖事業計画に基づき、動物園で飼育繁殖を継続実施			希少鳥獣 国内希少野生動植物種 天然記念物 (新潟県)

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省のレッドリスト（平成19年）において、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第5項に基づき環境大臣が定めるもの及び都のレッドリスト「東京都の保護上重要な野生生物種」（平成22年）において、絶滅危惧ⅠA・ⅠB類に該当する鳥獣を対象とする。

② 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。特に、都内に生息している絶滅のおそれのある鳥獣で、知事が特に保護する必要があると認める種については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、東京都希少野生動物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、アカガシラカラスバト及びオガサワラオオコウモリについては、種の保存法に基づき、保護増殖事業計画（アカガシラカラスバト：文部科学省、農林水産省、環境省、オガサワラオオコウモリ：文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）が策定されており、これにより事業が実施されている。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

法第2条第3項に基づき定めるものとする。

② 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、自然環境保全基礎調査等により生息状況等の把握に努める。また、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

③ 狩猟禁止鳥獣

ツキノワグマについては、一部の地域で樹木の剥皮害が生じているが、個体数の減少が危惧されており、緊急かつ積極的な保護が必要とされている。このため、法第12条2項で規定される特に保護を図る必要がある対象狩猟鳥獣と認め、引き続き平成24年4月1日から平成29年3月31日まで狩猟禁止とする。

本計画期間中は定期的に生息状況等を調査し、動向について注意深く監視していくとともに、関係市町村等との連絡体制の整備、目撃等の情報収集、堅果類の豊凶情報の収集、普及啓発等について、関係市町村と協議して実施していく。

なお、人身被害を防止する観点から、市町村による有害鳥獣捕獲については必要な行為であり、捕獲許可申請においては通常どおり審査し、実績等を踏まえた最小限の捕獲数について許可を行う。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

(例：アライグマ、キョン、クリハラリス、タイワンザル、ハクビシンなど)

② 管理の考え方

外来鳥獣の適切な管理のため、調査等により、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努める。農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図る。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(以下「外来生物法」という。)による指定を受けた外来鳥獣(以下「特定外来生物」という。)については、同法に基づき、生態系からの完全排除、封じ込め等の防除を実施するよう指導する。特に、隣接県でも開始されているアライグマの防除については、生息域拡大の恐れがあるため、区市町村と連携して取り組みを進める。また、効果的に防除を進めるため、地域の事情に精通する区市町村が地域住民の理解と協力を得ながら積極的な対策を行うことができるよう支援する。

なお、三宅島のイタチ、新島のニホンジカ、八丈島・小笠原のノヤギなど、在来種や家畜であっても本来の生息地以外に人為的に導入された鳥獣(以下「移入鳥獣」という。)については、当該地域における生態系や農林水産業等に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて外来鳥獣の管理に準じて取り扱う。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣及び外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、個別の種ごとの調査等により生息状況の把握に努める。また、全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じて希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあつては、許可をしないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

② 特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

④ 住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣による許可を受けたものについてはこの限りではない。
- ⑦ 愛玩のための飼養が目的である場合。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか、又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣及び被害を生じさせている移入鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）の当該種の根絶又は抑制を図るための許可については、適切に捕獲が行われる場合にあっては、積極的に行うものとする。

③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行うものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取等する場合

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取等する場合

4) 養殖している鳥類の過度の近親交配防止のための利用の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合

5) 鵜飼漁業への利用

水産関係部局（都では産業労働局農林水産部水産課）において登録を受けた鵜飼漁業者が漁業に用いるためのウミウ又はカワウを捕獲する場合

6) 伝統的な祭礼行事に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育への利用の目的、環境影響評価等のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合

(3) わなの使用に当たっての許可基準

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。（ただし、クマ類が生息しない島しょは除く。）
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

箱わなに限る。

(4) 許可に当たって付する条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から条件を付すものとする。

(5) 許可権限の区市町村長への移譲

本計画期間中は、許可権限の区市町村への移譲については行わないが、必要に応じて、区市町村との意見交換等を行う。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせることとし、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図り、許可証又は従事者証を携帯し、腕章等を着用するよう指導する。また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間等を記載した標識の装着を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状や誘引の方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣ができるように、放獣体制等の整備に努める。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないように埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導する。

捕獲物等は、違法なものと誤認されないよう指導するものとし、特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせる。

捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあっては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には、飼養登録等の手続きが必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

なお、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導する。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じて写真又はサンプルを添付させる等を求める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあっては、上記のような捕獲データの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進めるよう努め、保護管理のための基礎資料としての活用を図る。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。継続的な捕獲が必要になる場合は、生息数や生息密度を推定し、捕獲数を算出するなど過大な捕獲等がないよう計画的に行わせる。さらに、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を、被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保にも努める。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

- ② 許可対象者
理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者
- ③ 鳥獣の種類・数
必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。
- ④ 期間
1年以内
- ⑤ 区域
必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。
- ⑥ 方法
次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
 - 1) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。
 - 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- ⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置
次の各号に掲げる条件に適合するものであること。
 - 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
 - 2) 原則として、個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生体に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
 - 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間の内に脱落するものであることとし、一般の無線通信に障害を与えないように電波法を遵守すること。
また、装着する標識が鳥獣の観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報の公開に努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

- ① 許可対象者
国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）
- ② 鳥獣の種類・数
原則として、標識調査を主たる業務として実施しているものにあつては鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けているものにあつては同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。
- ③ 期間
1年以内
- ④ 区域
原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕りとする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれのある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。また、原則として被害防除対策によっても被害等が防止又は軽減ができないと認められる時に行うものとする。ただし、外来鳥獣等については、この限りではない。

捕獲の実施に当たっては、関係諸機関と連絡調整、協力体制を強化し、連携して捕獲の実施や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるように努める。農林水産業被害等に対しては、鳥獣の生息状況、被害の実態を把握し、狩猟の活用を含む適切かつ効果的な防除方法の確立にも努める。また、生活環境の悪化等の被害に対しては、鳥獣の生態や習性に関する知識及び生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても指導、普及を図るよう努める。

(2) 鳥獣による被害発生予察表

① 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という。)は、具体的被害の発生以前であっても、農作物の作付け、過去の被害発生時と類似の条件、対象鳥獣の出現状況からみて、予防策を講じても被害の発生が予測される場合に被害を受けることが予測される者又は当該者から依頼された者から申請があった場合に適用するものとし、以下の予察表の加害鳥獣、被害発生時期、被害発生地域において、過去の捕獲実績等を勘案して許可するものとする。

(第7表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期(月)												被害発生地域				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
カラス類	アシタバ、サツマゼ		←									→					新島村	
	ホウレンソウ、トマト、ナス、トウモロコシ、果樹類	←											→			↔	23区内 北多摩地域	
	キャベツ、ダイコン、サツマイモ、スィカ、メロン、イチゴ、キュウリ、トマト、ナス、トウモロコシ、果樹類	←															→	西多摩地域 南多摩地域 大島町
	生活環境	←															→	23区内 多摩全域 島しょ
スズメ	小麦、水稻		←	→				←	→								23区内 西多摩地域	

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期（月）											被害発生地域				
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2		3			
ヒヨドリ	コマツナ、キャベツ、ホウレンソウ、ブロッコリー、ハクサイ、トウモロコシ、スイカ、トマト、果樹類	←														→	23区内 多摩全域 大島町 小笠原村
ムクドリ	キャベツ、ホウレンソウ、ブロッコリー、トマト、エダマメ、カキ、ブルーベリー	←														→	23区内 北多摩地域
イノシシ	カボチャ、トウモロコシ、サツマイモ、サトイモ、ジャガイモ、タケノコ、ワサビ、クリ	←														→	西多摩地域 南多摩地域
ニホンザル	ダイコン、ネギ、ニンジン、サツマイモ、ジャガイモ、ハクサイ、クリ、ユズ、ワサビ、カキ、タケノコ	←														→	西多摩地域 南多摩地域
ニホンジカ	スギ、ヒノキ、ワサビ	←														→	西多摩地域
	アシタバ、サツマイモ	←														→	新島村
タヌキ	トウモロコシ、トマト、サツマイモ、ラッカセイ	←													↔	多摩全域	
トバト	生活環境	←														→	23区内 多摩全域
全ての種類 ※		←														→	航空航行障害

※ただし、法第7条第5項第1号に規定する「希少鳥獣」を除く種類に限定する。

(3) 鳥獣の適正管理

① 方針

生活環境、農林水産業又は生態系への影響から適正管理を実施する必要性の高い鳥獣については、農林水産部局等関係部署と連携の上、効果的な適正管理を図るよう努める。本計画では、多摩地域で被害を発生させているニホンジカ、ニホンザル、イノシシ等、島しょ地域で被害を発生させている台湾ザル、ニホンジカ、ノヤギ等、都心部を中心に生活環境被害が顕著なカラス類、広域にわたって水産業への被害を発生させているカワウについて、適正な管理を進めていく。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第8表)

対象鳥獣名	年度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ (多摩地域)	(17)～	農林業被害調査 侵入防止対策(侵入防止柵等) 個体数調整捕獲(市町村、地元猟友会等) 生息状況調査	「東京都シカ保護管理計画 検討会」「東京都シカ保護管 理計画」に基づく事業
ニホンザル イノシシ ハクビシン アライグマ等 (区部・多摩地域)	(13)～	農林業被害調査 侵入防止対策(侵入防止電気柵等) 地元猟友会等による追い払い 有害鳥獣捕獲 生息状況調査	「東京都鳥獣害対策委員会」 「東京都獣害対策基本計画」 に基づく事業
台湾ザル クリハラリス ニホンジカ ノヤギ (島しょ地域)	(18)～	農林業被害調査 有害鳥獣捕獲 生息状況調査	「東京都鳥獣害対策委員会」 「東京都獣害対策基本計画」 に基づく事業
カラス類	(13)～	ごみ対策の強化(防鳥ネット、個別収集等) トラップ捕獲及び巣の撤去 生息状況調査	
カワウ	(20)～	広域的な一斉追い払い、生息状況調査	「関東カワウ広域協議会」の 保護管理指針

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

狩猟鳥獣、ドバト、ニホンザル、台湾ザル及びノヤギ以外の鳥獣については、被害等が生じることは少なく、従来の許可実績もごく僅少であることから、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可については特に慎重に取り扱い、鳥獣保護区、自然公園内等における捕獲許可も同様とする。

外来鳥獣等による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合にあつては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。なお、特に特定外来生物については、外来生物法の趣旨を鑑みて、防除実施計画を策定し捕獲等又は採取等を行うよう指導に努める。

② 許可基準

1) 許可対象者

許可対象者は、年齢満20歳以上で被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、原則として次の事項に該当するものとする。

ア 銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては、第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）

イ 銃器以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者。ただし、ネズミ・モグラ類を捕獲する場合及び次に示す捕獲を行うことが申請書類等により確認できる場合で、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができると認められる場合はこの限りではない。

(ア) 手捕り又は手持ちの網を用いて、カラス類やドバト、クリハラリスを捕獲する場合

(イ) 捕獲器（構造及び設置場所から捕獲対象種以外の鳥獣を捕獲するおそれの少なく、かつ、人又は捕獲対象種以外の鳥獣が捕獲器に入ることにより、傷害を負わせたり致死させない構造のものに限る。）により、カラス類やドバトを捕獲する場合

(ウ) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該建物内において小型の鳥獣を捕獲する場合

(エ) 囲いわなを用いて、農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内においてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

(オ) 小型の箱わな又は手持ちの網を用いて、建物などにおける被害を防止する目的で、国又は地方公共団体が、塀や垣などに囲われ不特定の人物が立ち入る恐れのない住宅等の敷地内で、アライグマ、ハクビシン等の小型の外来鳥獣等を計画的に捕獲する場合

(カ) 市販のネズミ捕獲器を改造することなくクリハラリスを捕獲する場合

当該申請の捕獲方法に該当する狩猟免許を有する者は、法第50条第1項による免許停止処分を受けていない者とする。

なお、法人及びNPO団体等に対する許可では、許可を受ける者又は従事者（以下「従事者等」という。）について、原則として狩猟免許を有する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、講習会等の受講により捕獲技術、安全性等が確保されていると認められている場合は、従事者等に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導する。

また、法人及びNPO団体等に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者等が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう指導する。

2) 鳥獣の種類・数

鳥獣の種類は、法に定められた知事の許可権限に属する全ての種類の鳥獣のうち、現に被害等を生じさせている種又はそのおそれのある種とする。

なお、鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の場合のみとする。

ア カラス類のように現に被害等を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

イ 建築物等の汚染等の防止や人身の危険回避等のため、巣を除去する必要があり、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

捕獲等又は採取等の数は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)とする。ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、適用しない。

3) 期間

有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって6か月を超えない範囲で必要最小限の期間とする。ただし、次に示す場合にあつては、1年を超えない範囲で必要最小限の期間とする。

ア 飛行場の区域内において飛行機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲する場合

イ 国又は地方公共団体に対する許可である場合

ウ 国又は地方公共団体との契約等に基づき、その範囲内で鳥獣を捕獲する場合

エ その他特別な事由が認められる場合

なお、期間が6か月を超える場合にあつては、6か月ごとの捕獲状況等について、報告書を提出させる。

有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、避けるよう考慮する。ただし、申請の捕獲行為が有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣繁殖に悪影響を与えないと判断される場合はこの限りでない。

狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応する。

4) 区域

捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域、その隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。

被害等が複数の申請地域にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ申請地域を越えて共同して広域的に実施する等、捕獲が効果的に実施されるよう申請者等に助言する。また、被害等が隣接県にまたがって発生する場合においては、関係都県が共同して広域的に捕獲を実施する等、都県間の連携を図るものとする。

鳥獣保護区又は休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努める。この場合、有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮する。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが必要な地域にあつては、捕獲許可について慎重な取扱いを行う。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策等の重点的な実施を検討する。

5) 方法

原則として法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される捕獲手段は用いることはできないものとする。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについてはこの限りでない。また、空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類及びネズミ、リス等の小型獣類を除きその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づく鉛製銃弾の使用禁止区域にあつては、禁止された鉛製銃弾使用を認めない。また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導する。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生を遠因を生じさるることのないように指導する。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

ニホンジカ、イノシシのような大型獣類等による農林水産業の被害等がある地域については、必要に応じて、その地域ごとに、あらかじめ有害鳥獣捕獲を目的として捕獲隊を編成するよう指導する。捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導する。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るよう指導する。なお、当該市町村内では、捕獲隊の編成が困難な場合においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に助言する。

なお、本計画開始時点では、八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町などにおいて捕獲隊が整備されている。

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、東京都、市町村、農林水産業団体、有識者、地域住民、狩猟者団体等の関係者による連絡協議会等を設置している。

被害等が慢性的に発生している地域にあつては、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、複数地域で一斉に捕獲を実施するなど、被害や防除技術等の情報の共有化や、効果的な被害防止を図るよう関係市町村に助言する。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、事前に地域住民に対して捕獲内容等を周知徹底させるとともに、誤認捕獲の防止及び危害発生の防止を図るよう助言する。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき都知事が作成した特定計画の目標が適正に達成されるよう行う。

(1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合にあつては第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあつては第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合にあつては網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導する。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

(3) 期間

特定計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、特定計画の内容を踏まえ適切に対応する。捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるように考慮する。また、狩猟期間中及びその前後における許可については、一般の狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることがあるので、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する。

(4) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域

(5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたままとり逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認める。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合についてはこの限りではない。なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域にあつては、禁止された鉛製銃弾は、使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう指導する。

6 その他特別な事由の場合

それぞれの目的ごとの許可の基準については、原則として次表により、これ以外の鳥獣の保護その他公益に資すると認められる場合については、捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。

なお、環境教育への利用の目的、環境影響評価等のための調査を目的として捕獲等又は採取等する場合及び被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等をする場合の許可の基準については、「第四 3 学術研究を目的とする場合」に準じて取り扱うものとする。ただし、当該申請の捕獲方法が狩猟免許を必要とする猟法である場合、原則として、許可を受ける者の中に、当該の捕獲方法に該当する狩猟免許を有する者を含むこととする。

(第9表)

捕獲の目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員含む。)	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	国又地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先機関の職員含む。)、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	必要と認められる区域	傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、頭)かつ放鳥を目的とする場合は、対象放鳥予定地の数(羽、頭)	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。なお、他道府県居住者の申請については、都内で捕獲する特段の必要性に関する理由書を要する。その他特に必要が認められる場合は、この限りでない。	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

捕獲の目的	許 可 基 準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法
鶺鴒漁業への利用	水産関係部局(都では産業労働局農林水産部水産課)において登録を受けた鶺鴒漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	手捕り。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきていたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲等又は採取等により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

7 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられるため、以下のことに留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

- ・登録票の更新は、飼養個体と装着登録証（足環）を照合し、確認した上で行う。
- ・長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行う。
- ・装着登録証のき損等による再交付は原則として行わず、き損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみに限って行う。
- ・愛玩のための飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにする。また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

8 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合し、捕獲したヤマドリ等の食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがない場合に許可する。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域

(1) 方針

特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、住宅が集合している場所及び多数の者の集合する場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

計画なし

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第10表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
24	八王子市の一部及び町田市、日野市、多摩市、稲城市の全域	南多摩（銃器）	ha 22,616	H24.11.1から H44.10.31まで	再指定
	あきる野市	五日市（銃器）	227	H24.11.1から H44.10.31まで	再指定
	神津島村	神津島（銃器）	1,858	H24.11.1から H34.10.31まで	再指定
	計	3箇所	24,701		
27	利島村	利島（銃器）	419	H27.11.1から H37.10.31まで	再指定
	八丈町	八丈島三根大賀郷（銃器）	824	H27.11.1から H37.10.31まで	再指定
	八丈町	八丈島檜立（銃器）	14	H27.11.1から H37.10.31まで	再指定
	八丈町	八丈島中之郷（銃器）	33	H27.11.1から H37.10.31まで	再指定
	八丈町	八丈島末吉（銃器）	20	H27.11.1から H37.10.31まで	再指定
	計	5箇所	1,310		

2 特定猟具使用制限区域

本計画期間中においては、指定は行わない。なお、自然的社会的状況等に変化が生じた場合は、必要に応じて指定を検討する。

3 猟区の設定

本計画期間中においては、猟区の設定は行わない。なお、猟区を設定する場合にあっては、その必要性や公益性、安全性等を十分に検討し設定する。

4 指定猟法禁止区域

本計画期間中においては、指定は行わない。地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、指定を進める。

なお、旧法により鉛散弾規制地域として指定されている「坪田大路池」については、本計画期間中に期間終了（平成26年10月31日まで）となる。このため、関係機関、土地所有者等と協議し、指定猟法禁止区域（鉛散弾）としての指定を検討する。

(第11表)

区域名	面積	指定年次	保護区等	備考
坪田大路池鉛散弾規制地域	ha 82	H12. 12. 1 から H26. 10. 31 まで	坪田大路池 鳥獣保護区内	有害鳥獣駆除等による捕獲の許可に際しての許可基準として鉛散弾を禁止

第六 特定鳥獣保護管理計画に関する事項

1 方針

特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）は、ある鳥獣種が顕著な農林水産業被害や自然生態系の攪乱を引き起こしている場合又は地域個体群が絶滅のおそれに陥っている場合に、この鳥獣の個体群について、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、安定的な保護繁殖を図ることにより、人と野生鳥獣との共存に資することを目的として作成する。

作成に当たっては、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定する。そして、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を多様な事業主体の協力を得て総合的に講ずることとする。

特定計画が作成され当該計画の有効期間内であっても、特定計画の前提条件となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等には、必要に応じて特定計画の改訂等を検討する。

平成24年4月1日、シカ保護管理計画を策定しており、引き続きシカの生息数の適正化、自然植生や農林業への被害軽減を目的として、個体数調整や被害対策（侵入防止柵設置）等の各事業を実施する。

2 実施計画について

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、実施計画を作成する。実施計画の作成に当たっては、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、明確かつ具体的な保護管理の目標を設定する。

(第12表)

対象鳥獣	計画作成の目的	計画期間	対象区域	備考
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none">・地域個体群の適正化・森林生態系の回復と保全・農林業被害の軽減	各年度ごとに作成	八王子市の一部（中央自動車道以北で国道16号線以西の区域）、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町	

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理を行うとともに、次期計画の策定の際に活用するため、必要に応じて以下に示す鳥獣保護対策調査等を実施する。実施に当たっては、研究機関、博物館、研究者等、近隣県及び庁内各局と連携し効率的な調査体制の整備及び情報の共有化に努める。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲等の位置情報は、生息状況の把握にもつながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の情報については積極的に収集する。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5kmメッシュ又は1kmメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化及び共有化を図る。

2 鳥獣保護対策調査

都内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査等に努める。

(1) 鳥獣生息調査

都内に生息する野生鳥獣の種類、生息数、季節変化等を調査する。

ツキノワグマについては、生息状況の実態把握等を行うため、定期的に調査する。

(2) 希少鳥獣等保護調査

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣等の分布、生息個体数、生息環境、生態等を調査する。

(第13表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
生息分布調査				
ツキノワグマ	24 26 28	生息状況調査（専門機関等による調査）	西多摩地域	通年
希少鳥獣保護調査				
ニホンカモシカ	24～29	関東山地カモシカ保護地域通常調査（教育庁地域教育支援部所管、文化庁補助事業）	奥多摩町（関東山地保護地域内）	通年
アカガシラカラスバト	24～29	生息状況調査（専門機関等による調査）	小笠原諸島	通年

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の個体数等を調査する。調査は、環境省の定める日に実施される全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、鳥類に詳しい鳥獣保護員を活用する。

(第14表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
多摩川、秋川、浅川、荒川、中川、奥多摩湖、多摩湖、その他都市公園や緑地内の水辺等、計80箇所	24～29	「ガンカモ科鳥類の生息調査実施要領」(環境省)に基づき、鳥獣保護員などの調査員が現地調査を実施	原則、環境省の定める日

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区等の指定、管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等においては、必要に応じて管理計画や区域の見直し、解除等を検討する。このため、指定の更新期はもとより指定期間中においても、鳥獣の生息状況、生息環境、施設等を把握する必要があり、文献調査、定点調査、ラインセンサス調査等を実施する。

なお、鳥獣の良好な生存を図るために、それを支える生息地、繁殖地などの生態系としての諸条件を把握することが保護区の維持、管理等にも重要であるので、鳥獣以外の動物や植物も含めた生息環境の調査方法について、専門家や有識者等への意見聴取も行って検討していく。

(第15表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査方法・内容	備考
御蔵島	24	鳥獣保護区更新のための調査	特別保護地区含む
三宅島雄山	24	鳥獣保護区更新のための調査	
東豊田	24	鳥獣保護区更新のための調査	
八丈富士	25	鳥獣保護区更新のための調査	
八丈三原山	25	鳥獣保護区更新のための調査	
こどもの国	25	鳥獣保護区更新のための調査	
坪田大路池	25	鳥獣保護区更新のための調査	
小岩戸ヶ鼻	25	鳥獣保護区更新のための調査	
北山	25	鳥獣保護区更新のための調査	
三宅島富賀山	27	鳥獣保護区更新のための調査	
青梅	28	鳥獣保護区更新のための調査	
七生	28	鳥獣保護区更新のための調査	
五日市	28	鳥獣保護区更新のための調査	
高尾	25	鳥獣保護区管理のための調査	特別保護地区含む
奥多摩	26	鳥獣保護区管理のための調査	特別保護地区含む
秋川丘陵	26	鳥獣保護区管理のための調査	
井の頭恩賜公園	26	鳥獣保護区管理のための調査	
奥多摩湖	27	鳥獣保護区管理のための調査	特別保護地区含む
大島泉津	27	鳥獣保護区管理のための調査	
上野恩賜公園	27	鳥獣保護区管理のための調査	
村山山口	28	鳥獣保護区管理のための調査	特別保護地区含む
多摩川	28	鳥獣保護区管理のための調査	
東京港	28	鳥獣保護区管理のための調査	

注) 調査は専門機関が実施する。

4 狩猟対策調査

主要な狩猟鳥獣の生息分布、生息概況、生息環境の変化及び捕獲状況等を調査する。

(1) 狩猟鳥獣生息調査

主な狩猟鳥獣について、生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を把握するため、狩猟者などを対象にアンケート調査等を実施する。特に獣類については、位置情報、性別、捕獲年月日等の捕獲等の状況の把握に努める。

(第16表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
狩猟鳥獣全般 ニホンジカ イノシシ	24～29	アンケート調査、 出猟カレンダーによる調査	シカ、イノシシについては、 出猟カレンダーにより、出猟 日数あたりの捕獲数等を調査 し、被害対策の資料とする。

(2) 狩猟実態調査

狩猟者の出猟日数、狩猟可能区域への狩猟者への立ち入り頻度及び錯誤捕獲等を調査する。第24表の狩猟鳥獣生息調査と合わせ、主に「出猟カレンダー」を用いたアンケート調査等により実施する。

5 有害鳥獣対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生息状況やその生理・生態、個体群動態等を把握するための調査を実施する。また、調査の実施については、関係部局等の情報を一元化し、連携して調査を実施するよう努める。

(1) 調査の概要

(第17表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
カワウ	(17)～	捕獲による胃内容物調査 (多摩川、秋川流域) ねぐらモニタリング調査	産業労働局農林水産部水産課による実施 関東カワウ広域協議会と連携して実施
カラス類	(13)～	生息状況調査	都内のねぐら約40箇所において個体数等を調査
ニホンジカ (多摩地域)	24～28	被害状況、生息分布、個体数等モニタリング調査、区画調査法、糞粒調査法、アンケート調査法	「シカ保護管理計画」に基づく調査
ニホンザル等	(18)～	農作物被害状況、生息分布、個体数等モニタリング調査	産業労働局農林水産部所管の「東京都獣害対策基本計画」に基づく調査

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

職員は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案し、鳥獣保護事業の実施に支障のないよう配置する。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修等を行い、専門的知識の向上を図る。その際、国や大学等が提供する研修等の活用も検討する。特に、特定計画の作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員は、必要な専門的知識について習得を図るものとする。また、区市町村への情報提供や定期的な意見交換等を行い、専門的知識の向上と連携した取組の実施に努める。

(2) 配置計画

(第 18 表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
【本庁】 環境局自然環境部計画課	4	0	4	毎年の業務量や社会情勢等を勘案し、適切な人員、人材を配置する。			
【出先機関】 環境局多摩環境事務所自然環境課	5	0	5				
【各支庁】 総務局大島支庁産業課	0	1	1				
総務局三宅支庁産業課	0	1	1				
総務局八丈支庁産業課	0	1	1				
総務局小笠原支庁産業課	0	1	1				
計	9	4	13				

(3) 研修計画

(第 19 表)

名称	主催	時期 (予定)	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物保護担当者会議	環境省	6月 10月	2回	全国	2人	鳥獣保護全般にわたる国の方針	
野生生物保護研修	環境省	5月	1回	全国	2人	野生生物保護関係	必要があれば派遣
鳥獣保護担当者会議	東京都	4月	1回	全都	15人	年間事業計画、法令関係、重点事項	
関東山静ブロック会議	各都県持ち回り	11月	1回	環境省 関東1都6県、山梨県、静岡県、長野県	2人	鳥獣保護行政全般	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護に関する指導・取締り、普及啓発など、鳥獣保護行政の効果的な実施を図るため、鳥獣保護員を設置する。任用に当たっては、鳥獣の保護管理又は狩猟に関する相当の知識を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材を広く公募し、審査の上、決定する。

鳥獣保護員の総数は、地域に密着した活動を実施するため、原則として市町村数に見合う数を最大とし、その配置については、地域の鳥獣保護管理の実情等を勘案した担当地区制とする。

また、行政効果を高めるため、活動マニュアル等を用いて計画的に研修や意見交換等を実施し、鳥獣保護員としての知識や技術の向上を図る。

(2) 配置計画

(第20表)

基準設置数 (A)	平成 23 年度末		年度計画							備考	
	人員 (B)	充足率 (B/A)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)	充足率 (C/A)		
62人	62人	100%	0人 (62人)	0人 (62人)	0人 (62人)	0人 (62人)	0人 (62人)	0人 (62人)	0人 (62人)	100%	()内 は総数 を示す

(3) 年間活動計画

(第21表)

活動内容	実施時期 (月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
違法飼養、捕獲取締り及び指導	←————→												野鳥の識別判定及び調書の作成等
鳥獣保護思想の普及啓発	←————→												愛鳥モデル校指導、ポスターコンクールへの協力等
野生鳥獣への餌やり防止指導	←————→												
野生傷病鳥獣保護に関する確認、指導	←————→												東京都獣医師会、NPO法人、傷病野生鳥獣保護サポーター等
野生鳥獣に関する調査	←————→												ガンカモ調査、カワウ調査等
狩猟取締									←————→				狩猟期間中
有害鳥獣捕獲への指導	←————→												

(4) 研修計画

(第22表)

名称	主催	時期、回数、規模等	内容・目的	備考
鳥獣保護員 研修会	東京都 (本庁)	年1回(4月) 鳥獣保護員全員を対象	・鳥獣保護、関係法令等の説明 ・取締り指導、普及啓発の進め方 ・鳥獣行政の現状及び問題点 等	
〃	東京都 (担当地区別)	年2回程度 地区別研修会	・狩猟取締り、密猟取締り ・傷病鳥獣の取扱い ・違反事例と問題点 ・活動に当たっての課題 等	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

都においては、狩猟免許所持者の数は平成19年の約5,500人から、平成23年の約4,500人へ漸減傾向にある。また、都内在住の狩猟免許所持者のうち都への狩猟者登録を行った者の割合は10%未満となっている。

一方、多摩西部地区においては、特に鳥獣による農林産物への被害が顕著であるため、鳥獣の保護管理の強化が求められており、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害の発生状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施のほか、地元に着した狩猟者の育成や確保が必要となっている。

そこで、狩猟免許更新講習会の機会を活用して狩猟者に現状を訴えるほか、社団法人東京都猟友会の協力を得ながら、その実態把握と狩猟者の減少防止等のための対策を検討し実施する。

(2) 研修計画

(第23表)

名称	主催	時期、回数等	人数	内容・目的
狩猟免許更新 講習会	東京都	5月～9月 年6～20回程度	100～300人/回	狩猟免許更新時の講習会にて、 鳥獣保護管理に関する普及啓 発を図る

4 鳥獣保護管理施設等について

傷病鳥獣の保護や鳥獣に関する普及啓発の拠点となる鳥獣保護センターなどの施設については設置は行わず、既存の体制や施設を活用することで対応する。

傷病鳥獣の保護については、都内各所で開業している社団法人東京都獣医師会所属の病院による身近できめ細やかな治療とNPO法人及び傷病野生鳥獣保護サポーター等による適切なりハビリ等を機能的に運用しながら実施していく。

鳥獣に関する普及啓発については、自然公園内に設置されている各ビジターセンターや「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に参加している東京港野鳥公園などの既存の施設を有効に活用していく。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣の違法捕獲、違法飼養、違法な販売行為などについては、警視庁と連携し重点的に取締りを実施している。年間の検挙件数は約 200 件に及び、毎年 700 羽前後の野鳥を押収している。警視庁が捜査、検挙に関する事務を担い、都は鳥獣保護員を現地に派遣して野鳥の識別判定及び調書の作成に協力している。さらに、鳥獣保護員が都内のペットショップ等を巡回パトロールし、野鳥の違法販売などについての監視体制を強化している。今後も、鳥獣保護員の更なる資質の向上を図り、警視庁との連携を密に積極的な取締りを推進していく。

狩猟の取締りについても、地域を所轄する警察署との情報交換及び連携を一層密にし、迅速かつ適正な取締りを推進していく。狩猟期間中は鳥獣保護員による定期的なパトロールを実施する。特に、狩猟者が多数出猟すると予想される解禁日、週末等はパトロールを強化する。

違法捕獲や違法飼養の鳥獣で、任意放棄又は押収された個体を野生復帰させる際には、個体の様子を観察し、十分な体力をつけてから放鳥獣する。また、遺伝的な攪乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲等又は採取等された地域に放鳥獣するよう努める。

(2) 年間計画

(第 24 表)

事業内容	実施時期 (月)												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
狩猟取締り、とりもち、かすみ網等による違法捕獲取締り									←			→		狩猟期間及びその前後
違法捕獲及び違法飼養取締り	←												→	
鳥獣販売業者パトロール及び取締り	←												→	

6 必要な財源の確保

本計画に記載されている各種鳥獣保護事業を円滑に実施するため、その必要性や金額を十分に精査の上、必要な財源の確保に努める。また、支出に当たっても、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する行政の各種事業の実施に対し、効果的な支出を図るものとする。

第九 その他

1 小笠原諸島における鳥獣保護等について

小笠原諸島は、固有かつ希少な動植物が数多く生息、生育する独特の生態系を有しており、平成23年6月にユネスコの世界自然遺産に登録された。一方、外来種などにより多くの固有種が影響を受けており、鳥獣の保護等のため積極的な取組が必要である。

(1) 概要

小笠原諸島は、日本列島南方の北西太平洋に位置し、南北約400kmに渡って散在する島々の総称で、父島、母島、聳島の3列島からなる小笠原群島、火山列島（硫黄列島）及び周辺孤立島からなる。本土から南に約1,000km離れており亜熱帯に属し、島の成立以来大陸と陸続きになったことがない海洋島である。その特異な島の成り立ちから、クロアシアホウドリ、コアホウドリなどの海鳥類の重要な繁殖地であるとともに、アカガシラカラスバト、メグロ、オガサワラオオコウモリなど固有かつ希少な鳥獣も数多く生息する。さらに、100種以上の陸産貝類や昆虫類、植物においても固有種の割合が高く、独特の生態系が形作られている。

一方、外来種の影響により、小笠原固有の生きものの数は減っており、希少な自然を保全するため、国、東京都、小笠原村、地元住民及び関係団体等との協働により、鳥獣の生息環境を改善する取組が進められている。

その独特の自然や外来種に対する取組等が評価された結果、平成23年6月にユネスコの世界自然遺産への登録が決定した。

(2) 鳥獣保護区等について

小笠原諸島では、本計画開始時点において、鳥獣保護区が4箇所、特別保護地区が3箇所、特別保護指定区域が1箇所指定されており、その全てが国設となっている。

なお、特別保護指定区域は、オガサワラオオコウモリの冬季の集団ねぐらの形成域として、特段の保護を図るために指定されている。

(第25表)

鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域	
指定区分	鳥獣保護区 名称(国設)	指定 面積	指定期間	指定 面積	指定期間	指定 面積	指定期間
希少鳥獣 生息地	小笠原群島	ha 20,058	H21.11.1から H31.10.31まで	ha 1,345	H21.11.1から H31.10.31まで	ha 3	H21.11.1から H31.10.31まで※
〃	西之島	29	H20.8.1から H39.10.31まで	29	H20.8.1から H39.10.31まで		
〃	北硫黄島	860	H21.8.1から H41.10.31まで	557	H21.11.1から H41.10.31まで		
〃	南鳥島	395	H21.11.1から H41.10.31まで				
合計	4箇所	21,342		1,931		3	

※平成21年12月24日から平成31年10月31日までの各年の12月1日から翌年の6月30日まで

(3) 鳥獣の人工増殖について

① アカガシラカラスバト保護増殖事業

小笠原諸島の固有種アカガシラカラスバトは、国内希少野生動植物種及び天然記念物に指定されており、平成12年度から恩賜上野動物園での飼育繁殖を中心に保護増殖事業を実施している。平成18年8月には、種の保存法に基づく保護増殖事業計画が国によって策定され、本事業はこの計画に基づいて実施されている。今後も動物園での飼育繁殖を継続し、関係機関と連携して合意を図りながら生息域外保全に努める。

② オガサワラオオコウモリ保護増殖事業

小笠原諸島の固有種オガサワラオオコウモリは、国内希少野生動植物種及び天然記念物に指定されており、平成22年11月に種の保存法に基づく保護増殖事業計画が国によって策定され、国が調査を行っている。今後、国に対し、必要に応じて協力を努める。

③ 人工増殖計画

(10頁 第6表 参照)

(4) 保護管理について

① ノヤギ対策

家畜として持ち込まれたヤギが野生化し、固有の植物を食べたり踏圧により地表をむき出しにし、島の植生に大きな影響を与えていたため、1970年頃から捕獲を開始した。その結果、南島、東島、聳島列島、西島、兄島、弟島で根絶が達成され、本計画時には、父島で捕獲を実施しており、根絶に向けた取組を続ける。

② ノネコ対策

父島及び母島においては、ペットとして飼われていたネコが野生化し、希少な鳥類などを捕食していることから、NPO団体が捕獲を始めた。その後、小笠原村やNPO団体との協働により本格的に捕獲を進め、都は捕獲されたネコの本土での搬送を行い、東京都獣医師会が搬送されたネコの飼い主を探すとという取組を実施しており、ノネコの根絶に向けた取組を続ける。また、国は、一部の地域で鳥類の繁殖地保護などのため、ネコ等の侵入防止柵を設置し、監視に取り組んでいる。

③ クマネズミ対策

船にまぎれて侵入したとされるクマネズミは、固有の植物の種子や実などを食べ、また、希少な鳥類を襲うなど、島の生態系に影響を与えているため、南島において、餌箱や手撒きにより殺鼠剤を散布し駆除を実施している。また、国は聳島や兄島などにおいて、ヘリコプターを使った殺鼠剤の散布により駆除に取り組んでいる。

④ その他

国は、希少な昆虫類を捕食しているグリーンアノール（は虫類）や在来の樹林に侵入するアカギ（木本植物）などについても、駆除対策を講じており生態系の回復を図っている。なお、弟島のノブタ及びウシガエル（両生類）については、駆除が行われ根絶を達成したとされている。

(第26表)

対象名	対策	実施主体	地域
ノヤギ	銃などによる駆除	東京都	父島
ノネコ	捕獲、本土搬送しペット化	小笠原村、NPO団体 東京都、東京都獣医師会	父島、母島
クマネズミ	殺鼠剤の散布による駆除	国	聳島列島 兄島、弟島
グリーンアノール(は虫類)	粘着シートによる捕獲	国	父島、母島
アカギ(木本植物)	薬剤注入による枯殺や伐倒	国 都	父島、母島 都有地

(5) 普及啓発

旅行者などに対しては、本土から、他の島から、また他の場所から外来種などを持ち込んだり、拡げたりしないようにするため、小笠原航路の船内において、ポスターの掲示や客室へのパンフレット配布などを行い、引き続き啓発を進める。また、竹芝栈橋での乗船時や母島上陸時の靴裏の洗浄、父島遊歩道入り口における衣服、荷物に付着した虫や種子などの除去や靴裏の洗浄についても、事前案内や説明板などにより協力を求めている。

小笠原ビジターセンターでは、小笠原の文化や自然などを映像や模型、パネル等により分かりやすく展示、解説し、来館者に対して貴重な自然について理解を深めてもらうよう努める。

都は、小笠原村と協定を締結し、ガイド制度の導入や利用限度の設定など、保護と適正な利用の両立を図りながら地域の発展に寄与する「東京都版エコツーリズム」を実施している。これにより、南島及び石門一帯では、自然解説や利用指導などを行う認定ガイドの同行を義務付けており、引き続き講習会などを開催し、ガイドの養成やスキルアップに取り組む。

一方、国や村もそれぞれガイド制度を設け、利用者への普及啓発を進めており、地元NPO団体等は、アカガシラカラスバトの保全を進めるため、「あかぼっぽの日」を設定し、展示や講演を行うなど島民全体を対象にした普及啓発活動も行っている。また、国による「ボランティアによる外来植物の駆除ツアー」や村による「飼いネコのマイクロチップの装着」など、島内外の協力による取組が実施されている。

2 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

- ① 東京都傷病鳥獣保護対応マニュアルに即して、傷病鳥獣の収容、治療、保護飼養、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ② 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護しないよう、適正な鳥獣との係わり方について普及啓発に努める。
- ③ 救護した傷病鳥獣から今後の保護管理に有用な情報の収集に努める。

(2) 傷病鳥獣保護の実施

- ① 東京都獣医師会、NPO団体、獣医系大学等保護機関との連携を強化すると共に、東京都傷病野生鳥獣保護サポーター制度を活用して、ネットワーク体制の充実を図る。
- ② 傷病鳥獣の保護収容は、通報者（都民等）の協力を得て、東京都獣医師会、NPO団体、獣医系大学等保護機関と連携して実施し、治療、保護飼養の後、回復したものは野生の生活に戻すことを原則とする。
- ③ 傷病鳥獣として収容された鳥獣のうち、特定外来生物に指定された鳥獣や野生復帰が感染症等の蔓延の原因となるおそれのある鳥獣については、原則として、苦痛を与えない方法で致死させる。
- ④ 油汚染事故など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合には、保護機関のほか、東京都鳥獣保護員、環境省所管の「水鳥救護研修センター」、動物園等とそれぞれ連携を図りながら対処に努める。

3 感染症への対応

鳥獣に、人獣共通感染症や家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備え、国及び都内関係機関と連携し、情報収集に努め、必要に応じて調査等を行う。

(1) 野生鳥獣における感染症への対応

- ・高病原性鳥インフルエンザについては、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を行うとともに、家畜衛生部局及び区市町村等と連携し、発生時には迅速な対応を行う。また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。
- ・疥癬症に罹患したタヌキ等については、迅速に収容・処分を行い、疥癬症の蔓延防止に努める。
- ・その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に口蹄疫等が発生している場合には、発生地周辺の鳥獣に異常がないか監視に努める。

(2) 家畜等における感染症発生時の対応

周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合において、同病に感受性の高い鳥獣の個体が確認された場合には、その症状等に十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等（産業労働局）と調整し、適切な対応を図る。

また、保護個体については、必要に応じて搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の有無を把握し、感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。

4 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

都民の鳥獣の保護思想についての普及啓発を図ることを目的として、愛鳥モデル校をはじめとする小・中学校の教育の場を重点としたポスターコンクール・巣箱コンクール等の開催、愛鳥教育の推進、また、地域住民による保護活動等の育成指導等を行うなど、地域の特性に応じた事業の実施を検討する。

(2) 普及啓発施設について

野鳥等の観察に適する場所や公園等にある野鳥と親しめる観察施設等

(第27表)

名称、整備年度	所在地、面積	施設概要及び内容	利用方針	備考
東京港野鳥公園 平成元年度開設	大田区 24ha	ネイチャーセンター 自然学習センター 観察小屋（4棟）	入園料一般 300円 レンジャーによる 観察指導あり	指定管理者 東京港野鳥公園 グループ
光が丘公園 昭和56年度開設	練馬区 61ha	観察舎（1棟）	無料 バードサンクチュ アリでの自然解説 あり（土日祝）	指定管理者 公益財団法人 東京都公園協会
檜原都民の森 平成2年度開設	檜原村 32ha	観察小屋（1棟） 遊歩道（3,700m）	無料 自然解説員による 無料ガイドあり （週末中心）	指定管理者 檜原村
水元公園 昭和40年度開設	葛飾区・埼玉 県三郷市 93ha	観察舎（6棟）	無料	指定管理者 公益財団法人 東京都公園協会
葛西臨海公園 平成元年度開設	江戸川区 81ha	ウォッチングセンター 観察舎（7棟）	無料 ウォッチングセン ターでの自然解説 あり（土日祝）	指定管理者 公益財団法人 東京都公園協会
山のふるさと村 平成2年度開設	奥多摩町 30ha	ビジターセンター ネイチャートレイル （5,500m）	無料 （宿泊施設は有料）	指定管理者 奥多摩町
八丈植物公園 昭和37年度開設	八丈町 23ha	ビジターセンター 観察小屋（1棟）	無料 自然解説員による 無料ガイドあり （週末中心）	

注) その他自然公園施設 御岳ビジターセンター、奥多摩ビジターセンター
高尾ビジターセンター、小笠原ビジターセンター
小峰ビジターセンター、御岳インフォメーションセンター

(3) 愛鳥モデル校等の指定

① 方針

鳥獣の保護思想についての普及の一環として、保育園、幼稚園、小・中学校を対象に、申し出の中から地域的な配置等を考慮して愛鳥モデル校等を指定する。必要に応じて、高等学校その他の学校等についても指定対象範囲とする。指定校等には、東京都鳥獣保護員等による指導や鳥獣保護のための必要な助言を行う。

② 指定期間

3年以内とし、当該校の希望及び活動状況等を勘案し、更新することができることとする。

③ 活動内容

愛鳥モデル校に対し、当該指定を表す銘板の交付等を行う。また、学校からの要望等に応じて、愛鳥教育の指導員として鳥獣保護員を派遣し、野鳥のための樹林の育成、巣箱等の野鳥の誘引施設の設置等について助言指導を行う。これらにより、地域の鳥獣を保護思想の普及の核となるよう働きかける。

④ 内訳

(第28表)

区分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	23	0	23	23	0	23	23	0	23	23	0	23	23	0	23
中学校	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1
その他の学校	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2
計	26	0	26	26	0	26	26	0	26	26	0	26	26	0	26

(4) 安易な餌付けの防止

都内では、主にドバトなどの野生鳥獣へ安易に餌付け行為が行われることにより、個体数が異常に増え、糞や鳴き声、家屋侵入等による生活環境への被害などが発生しているため、鳥獣への安易な餌付けの防止について、継続的な普及啓発に努める。

普及啓発は、関係団体等によるポスターの掲示、ホームページの活用、看板の設置、広報媒体への掲載及び鳥獣保護員や施設管理者による呼びかけ等により実施する。なお、餌付け行為が悪質な場合は、区市町村、施設管理者、警察等と連携し、餌付け行為をやめるよう注意する。

また、生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図ることについても、積極的な普及啓発に努める。

平成 24 年 3 月 発行

環境資料第 23055 号

第 11 次鳥獣保護事業計画

平成 23 年度
登録番号 98

編集・発行

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都環境局自然環境部計画課

TEL 03-5388-3505

FAX 03-5388-1379

印

刷

株式会社まこと印刷

TEL 03-5405-2050



古紙配合率70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています